

北九州市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

北九州市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事項として、明確に位置づけられました。

北九州市においては、東部地区は、水稲作が中心の門司区・小倉南区東部地区と水稲作と園芸作物の組み合わせが多くを占める小倉南区南部・西部から構成され、西部地区は、水稲作が中心の八幡西区南部地区と、キャベツ・ブロッコリーと園芸作物・水稲の組み合わせが多くを占める若松区等から構成されます。

それぞれの地区や地域によって気候条件や水利関係などに特徴があるため、地域の営農組織や農家はその特長を生かした農地の利用や営農類型を確立しており、地域の強みを活かし、農地の利用を最適化するためには、それぞれの地域の実態に合わせた対策が求められています。

そのため、法7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が互いに連携し、それぞれの地域の実情に応じた活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に推進できるよう、北九州市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定めます。

なお、この指針は令和4年度末を目標とし、3年ごとの農業委員及び推進委員の改選時期に合わせて、目標設定の考え方や推進方法について検証するとともに、「農林業センサス」などの統計調査結果や「北九州市農林水産業振興計画」の見直し等に伴い、必要に応じて内容の見直しを行います。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとします。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積	遊休農地面積
現状 (令和3年4月)	3,162 ha	15.2 ha
目標 (令和5年3月)	3,113 ha	9.2 ha

※1 「管内の農地面積」は農地台帳面積による。

※2 「遊休農地面積」は農地法第30条第1項による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積。

※3 遊休農地は今後5年間で解消することを目標に1年間あたりの解消面積を3haと設定。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- 農業委員及び推進委員による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）や日頃の農地パトロール等により、遊休農地の状況を把握するとともに、農地法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）を実施します。
- 利用意向調査の結果を受け、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行い、所有者（農家）の意向を踏まえ、農地中間管理機構等に対し、貸付関係の手続きを進めます。
- 利用状況調査により、再生利用が困難と見込まれる農地については、現況に応じて「非農地判断」の手続きを計画的に行います。
- 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定についての啓発を行い、農地の貸借を推進します。

2 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積	集積面積
現状 (令和3年4月)	3,162 ha	467.9 ha
目標 (令和5年3月)	3,113 ha	488.0 ha

※1 「管内の農地面積」は農地台帳面積による。

※2 集積面積は「北九州市農林水産振興計画」に基づき1年間あたり10haの集積を目標として設定。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化の具体的な推進方法

① 農業委員と農地利用最適化推進委員による活動

関係機関との相互連携を深め、貸し手・借り手(担い手)の意向等の情報収集に努めます。また、農地の担い手への集積を加速させるため、農業委員と推進委員が「人・農地プラン」に基づく集落での農業者等の話合いの場にとどまらず、担当区域の話し合いの場にも積極的に参加します。

② 農地の利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を推進し、農地の利用集積を実施します。

③ 農地中間管理機構との連携

農地の担い手への集積を積極的に進めるため、農地中間管理機構など関係機関との連携に努めます。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 (令和5年3月)

① 目標参入者数 16 経営体 ※経営体には個人、法人を含む。

② 参入者取得面積 6 ha (1年あたり3ha)

※目標参入者数は、「北九州市農林水産振興計画」に基づき1年間あたり8経営体を目標として設定。

(2) 新規参入の促進の具体的な推進方法

① 関係機関との連携

本市、JA、県等で構成される「地域営農協議会農政対策部会」(東部地区)ならびに「営農推進協議会担い手部会」(西部地区)との連携を通じて、関係機関との連携を図り、農業就業希望者等の情報の収集及び提供に努めます。

② 継続的な支援活動

農業委員及び推進委員は、新規参入者の地域の受け入れを調整するとともに、参入後の定着を図るため、相談対応や見守り、技術的支援を行うとともに、地域や行政との橋渡しなど、継続的な支援活動を行います。